

本山町行政連絡

編集・発行 本山町役場

【隔週水曜日発行】

第747号

本山町営住宅入居者公募のお知らせ

1 本山町公営住宅「五区東団地」の入居者を次のとおり公募します

- 一、住宅の所在地 本山町本山1045番地
- 二、公募戸数 3戸(木造2階建)
- 三、1戸あたり床面積 約74平方メートル
- 四、間取り 和室(6畳2室)、洋室(6畳1室)、DK(約8畳)、浴室、トイレ(洋式水洗)他
- 五、家賃 敷金等
家賃 9,000円
(所得月額より算定します)
- 敷金 家賃3カ月分
- その他 浄化槽管理費用あり

2 本山町公営住宅「野々田団地」の入居者を次のとおり公募します

- 一、住宅の所在地 本山町本山336番地
- 二、公募戸数 1階1戸(鉄筋コンクリート造)
- 三、1戸あたり床面積 約55平方メートル
- 四、間取り 和室(6畳2室)、洋室(4畳半1室)、DK(6畳)、浴室、トイレ(和式水洗)他

五、家賃 敷金等

家賃 13,400円

(所得月額より算定します)

敷金 家賃3カ月分

共益費 浄化槽及び街灯管理費用等あり
(自治会が集金します)

3 本山町公営住宅「吉野第2団地」の入居者を次のとおり公募します

- 一、住宅の所在地 本山町吉野406番地1
- 二、公募戸数 3階1戸(鉄筋コンクリート造)
- 三、1戸あたり床面積 約75平方メートル
- 四、間取り 和室(6畳2室)、洋室(約6畳1室)、LDK(約9畳)、浴室、トイレ(洋式水洗)、物置他
- 五、家賃 敷金等
家賃 18,700円
(所得月額より算定します)
- 敷金 家賃3カ月分
- 共益費 浄化槽及び街灯管理費用等あり

公営住宅入居者の資格

- ・居住する住宅に困窮していることが明らかかな者で、現に同居し、又は同居しようとする親族がある者
- ・所得月額が20万円以下であること。(但し、高齢者、障害者又は災害による場合は26万8千円以下)所得月額の計算方法については、所得の種類、家族構成等により異なりますので、詳細は、お問い合わせ下さい。
- ・税等の滞納がないこと。
- ・暴力団員でないこと。

4 本山町一般住宅「寺家谷田住宅」の入居者を次のとおり公募します。

- 一、住宅の所在地 本山町寺家717番地
- 二、公募戸数 1戸
- 三、間取り 和室(6畳1室)、4畳半1室、3畳1室)、台所、浴室、トイレ(和式汲み取り)
- 四、家賃 敷金等
家賃 5,000円
敷金 家賃3カ月分

- ・一般住宅入居者の資格
- ・居住する住宅に困窮していることが明らかかな者
- ・税等の滞納がないこと。
- ・暴力団員でないこと。

申込方法

役場総務課備付「本山町営住宅申込書」に必要な事項を記入し、同居しようとする親族全員の住民票、所得金額の証明書(平成19年分源泉徴収票の写し等)を添付して、役場総務課へ提出して下さい。

申し込み期限 7月23日(水)まで

【問い合わせ先】

総務課 電話 76 2223



**税源移譲時の年度間の所得変動に係る
減額措置が実施されます**

税源移譲により、所得税率の変更に伴う税負担の軽減の影響を受けず、住民税率の変更に伴う税負担の増加の影響のみを受けた方については、平成19年度分の住民税額から、税源移譲により増額となった住民税相当額を減額し、納付済の場合は還付します。

この減額措置を受けるためには、平成20年度の住民税決定後の平成20年7月1日～7月31日の間に「住民税減額申告書」の提出が必要です。対象となる方のうち、平成19年1月1日以降引き続き本山町に在住し、平成19年度と平成20年度の所得が決定済みの方には、6月下旬に申告書をお送りしています。

還付金については9月下旬を目途に、指定の金融機関に振り込みを行う予定です。

なお、平成19年中に本山町から転出、本山町へ転入した方で、対象となる要件を満たす方は、平成19年1月1日現在にお住まいの市町村役場へ申告して下さい。

【問い合わせ先】

住民生活課 電話 76 2115

太鼓教室の開催について

中央公民館では、平成17年度宝くじ助成事業で、和太鼓を購入しており、これを広く住民に活用してもらうために今年も太鼓教室を開催します。

本山町在住もしくは勤務されている方どなたでも参加できます。(小学生以下は保護者同伴)お気軽にご参加下さい。

なお、参加を希望される方は中央公民館まで申し込んで下さい。

開催日 7月10日(木)、7月14日(月)
7月17日(木)、7月24日(木)
7月28日(月)

開催場所 プラチナセンター 文化ホール
時間 午後7時00分～午後8時30分

【申込・問い合わせ先】

中央公民館 電話 76 2084

知事との「対話と実行」

座談会の開催について

高知県は、各市町村において「対話と実行」座談会を開催しています。

知事が地域住民の方々との対話を通して、地域の実情を把握し、地域の声を県政に反映させることを目的として、今年度 県内全市町村で開催する予定です。

なお、地域の方々には、当日傍聴できますのでぜひご来場下さい。

日時 7月30日(水)午後6時30分
場所 プラチナセンター ふれあいホール

【問い合わせ先】

高知県庁 県政情報課

電話 088 823 9898

まちづくり推進課 電話 76 3916

身体障害者相談員について(お知らせ)

平成20年度・21年度の身体障害者相談員として、県より上村嘉壽彦さんが委嘱されました。相談事がありましたらお気軽にご連絡ください。

身体障害者相談員
氏名 上村 嘉壽彦(かみむら かずひこ)
住所 本山町上関甲650 2
電話 76 3531

毎月第3金曜日は、高知地方裁判所

民事・家事相談の実施日です

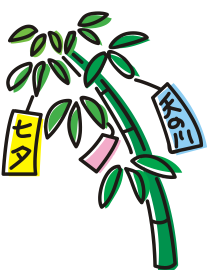
高知地方裁判所職員による「民事・家事相談」を実施しますので、日頃より心配事や悩み事がありましたら、この機会に民事・家事相談を受けて下さい。

なお、相談は事前予約制(相談日の1週間前まで)となっていますので、当日の飛び込みによる相談は受けられません。必ず、電話等で予約を入れて下さい。

相談日 7月18日(金)
相談時間は、午後1時より午後3時30分まで
1組あたりの相談時間は、30分です。

【事前予約連絡先】

総務課 電話 76 2223



後期高齢者医療(長寿医療)について

1 『入院時の食事代等の自己負担額減額について』

平成20年度の市町村民税が非課税の世帯に属する方は、入院時の食事代等の「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付を申請することができます。

申請をした日の属する月の初日から有効の「限度額適用・標準負担額減額認定証」が交付され、病院に提示すると入院時の食事代等の自己負担額が減額されます。

区 分		負担額 (1食あたり)
現役並み所得者・一般		260円
市町村民 税が非課税 に属する 方	低所得者の方の 90日までの入院	210円
	低所得者の方の 90日を超える入院 (91日目から)	160円
	低所得者の方	100円

○申請手続には、被保険者証と認印が必要です。

○「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付を受けられずに、または、提示をせずに病院の窓口で食事代等を支払われた場合、原則として入院時にさかのぼって食事代等の差額分の、払い戻しはできないことになっています。

○「限度額適用・標準負担額減額認定証」が必要な方で入院される場合は、早めに申請手続をして下さい。

○「限度額適用・標準負担額減額認定証」をお持ちの方が入院する場合は、必ず被保険者証と合わせて病院の窓口で提示してください。

2 『一部負担金割合変更について』

75歳以上の方(65歳以上で申請により一定以上の障害があると認められた方を含む。)が加入する後期高齢者医療では、毎年8月1日現在の世帯状況および前年中の所得額や世帯の収入に基づいて、受診時の一部負担金の割合(1割または3割)の見直しを行います。

○一部負担金の割合が変更になった方には、変更後の被保険者証をお送りしますので、それまでお持ちの被保険者証はお返し下さい。

○一部負担金の割合が変更になる前の被保険者証を誤って医療機関に提示し、診療を受けた場合には、再度、支払額の清算が必要となり、一部負担金の差額の返還を求められる場合がありますのでご注意ください。

〔一部負担金の割合軽減〕

所得による判定で3割負担に該当した方でも収入額が一定の基準額に満たない場合は、申請により負担が1割となります。

1割負担となる可能性のある方には、申請書をお送りしますので、軽減の手続きをして下さい。

〔入院時の自己負担額等の減額〕

所得が一定基準より低い世帯の方には、申請により入院時の自己負担額や食事代等が減額されます。

減額を受ける場合は、医療機関へ被保険者証と合わせて「限度額適用・標準負担額減額認定証」を提示する必要がありますので、必要な方は手続きをして下さい。

現在、交付されている「限度額適用・標準負担額減額認定証」は7月31日で期限切れとなりますので、引き続き認定を希望される方は、再度、申請手続きをして下さい。

申請が遅れた場合や医療機関への提示をしなかった場合の食事代等については、原則として、入院時にさかのぼっての払いもどしができませんのでご注意ください。

3 『保険料の納付について』

被保険者の方の保険料は、原則として、年金からの天引きとなっていますが、年金からの天引きの対象とならない方には、保険料の納付書を送付します。

納付書が送付されるのは、「天引き対象となる年金額が年額18万円未満もしくは「介護保険料と合わせた保険料が天引き対象となる年金額の2分の1を超える」方です。

年金からの天引きが10月に予定されている方についても、7月に納付書が届きますのでご注意ください。

保険料は各取扱金融機関窓口で納付していただくこととなりますが、ご希望の方は口座振替もできますので、希望される方は金融機関の窓口で手続きをお願いします。

【問い合わせ先】

住民生活課 電話 76 2113

6月の年金相談の時間延長と

休日年金相談について

「ねんきん特別便」の送付に伴い県下各社会保険事務所の、7月の年金相談日については、左記のとおりです。

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

- ◎県下全社会保険事務所で受付時間を午後7時まで延長
- ◎実施事務所：高知東社会保険事務所・高知西社会保険事務所
南国社会保険事務所・幡多社会保険事務所
- ◎休日の年金相談（受付時間は、午前9時30分から午後4時まで）
- ◎実施事務所：高知東社会保険事務所・高知西社会保険事務所
南国社会保険事務所・幡多社会保険事務所

7月5日(土)、6日(日)についてはすべての相談に対し後日回答となります。

7月13日(日)、20日(日)、及び平日24日(木)の18時以降については次の様になります。

受給者 全ての相談に対し後日回答
被保険者 事業所名称を鍵とした検索が必要となる場合は後日回答

【問い合わせ先】

南国社会保険事務所
電話 088-864-1111
住民生活課 電話 76-211-3

自衛官募集

種目	航空学生	一般曹候補生	2等陸・海・空士
資格	高卒(見込含)21歳未満	18歳以上27歳未満(21年3月卒業予定者含む)	
受付	8月1日～9月10日		男子:年間を通じて 女子:8月1日～9月10日
1次試験	9月23日	9月20日	9月中旬
2次試験	10月18日～23日	10月9日～16日	
3次試験	11月15日～12月12日		
内容	海上自衛隊及び航空自衛隊の航空機のパイロットとなるコースで、約6年で基礎課程～各課程を経て幹部自衛官となる制度です。	自衛隊に入隊後2年9月経過以降選考により3等陸・海・空曹に昇進し中堅エリートとして活躍します。昇任後試験により幹部に進めます。	自衛隊に入隊後、部隊経験を積み、部内で昇任試験を受け合格した後、3等陸・海・空曹に昇任する制度で、一般的なコースです。

【問い合わせ先】

自衛隊高知地方協力本部高知募集案内所
電話：088-823-2006
ホームページ <http://www.mod.go.jp/pc0/kochi/>

放送大学10月入学生募集!

放送大学は、テレビ等の放送を利用して授業を行う通信制の大学です。
心理学・福祉・経済・歴史・文学・自然科学など、幅広い分野を学べます。
働きながらの大学卒業やキャリアアップ、退職後の生きがい作りなど、様々な目的で幅広い世代、職業の方が学んでいます。

高知県では、CSデジタル放送スカイパーフェクトTV!や一部ケーブルテレビ(高知ケーブルテレビ・よさこいケーブルネット・四万十CATV)の放送を通じて受講いただけます。学習センターのCDやビデオテープ等をご利用いただく方法もございます。

ただいま平成20年度第2学期(10月入学)の学生を募集中です。資料を無料で差しあげています。お気軽にお問い合わせください。体験入学も歓迎いたします!

募集期間 6月15日～8月31日

【資料請求・問い合わせ先】

放送大学高知学習センター
電話 088-843-4864
月・祝休み
<http://www.u-air.ac.jp>